

近江の地酒もてなし、その普及を促進する条例の概要

前文・目的(第1条)

肥沃な土壌、豊富な水資源等の豊かな自然の恩恵の下で、近江の地酒が果たしている役割、発酵食品に代表される本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、豊かで潤いのある県民生活の形成に資するよう、近江の地酒を積極的に使用してもてなし、その普及を促進していく。

【県の役割】(第2条)

- 乾杯等の方法により
- ・広報活動の充実
 - ・新たな需要の開拓促進
 - ・良質な酒米の生産の推進
 - ・その他必要な環境の整備

【事業者の役割】(第3条)

- ・県産米を用いた質の高い地酒の製造
- ・乾杯等の実施の積極的推進
- ・地酒の積極的な販売・提供
- ・自然環境の保全

【県民、滞在者、旅行者の協力】(第4条)

- ・乾杯等の方法により近江の地酒に関する取組への協力
- ・県外からの旅行者等に地酒を積極的に使用したもてなし

構成員として参画

近江の地酒もてなし普及促進協議会

(第5条)

○近江の地酒もてなし普及促進月間を通じた普及促進(第7条)

○近江の地酒需要拡大の取組の実施(第6条)

- ・最新の状況把握、地酒使用の促進、情報提供、啓発等

○個人の嗜好等の尊重等(第8条)

協議会・構成員
が実施

今後の取組

- 近江の地酒もてなし普及促進協議会の設置
- イベントの開催など普及啓発活動の実施
- 協議会における具体的な取組の検討
- 協議会構成員を通じて関係団体と連携した各種取組の実施